

滋賀県議会による一方的な地域手当の減額を目的とする 「給与条例の一部改正」の否決・廃案について

3月23日に滋賀県議会において、自民党県議団、みんなの党の賛成多数により可決された「地域手当の減額を目的とする給与条例の一部改正」については、嘉田由紀子滋賀県知事が「再議」に付し、3月29日の滋賀県議会本会議において否決・廃案となりました。

滋賀県本部は、自民党県議団による提案がなされて以降、議会による一方的な給与削減を許してはならないとして、滋賀県地方公務員労働組合共闘会議（自治労滋賀県職員労働組合、滋賀県教職員組合）とともに、自治労本部、連合滋賀や民主党・県民ネットワークなどとも連携をはかりつつ、緊急集会の開催をはじめ、議長に対しては労使交渉抜きの議員提案の採択がなされないことを、知事に対しては使用者責任を果たすため再議を含め最大限の措置を取ることを要請するなど、全力で取り組みを進めてきました。また、全国の自治労の都道府県本部・単組からも緊急の支援の取り組みにより、知事・議長あての要請書が多数届けられました。

3月23日に滋賀県議会が条例改正案を可決したものの、嘉田知事は、このような全国からの要請や職員の切実な思いを重く受け止め、使用者責任を全うするため再議権行使し、29日に廃案となつたことは、知事の決断を評価するとともに、この間の取り組みの成果として受け止めるものです。

滋賀県本部に結集する各単組や全国の自治労の仲間をはじめ、連合滋賀、民主党・県民ネットワークなど、条例改正阻止に向けた取り組みに対して強力にご支援・ご協力いただいた関係者の皆さんに感謝を申し上げます。

滋賀県本部は今回の議会による地方公務員の賃金・労働条件や労使合意に対する介入という事態を深く受け止め、組合員の生活と権利を守るとともに、全ての働く者の権利侵害に反対するたたかいを強化していく決意です。

2012年3月30日

自治労滋賀県本部
執行委員長 小石 さとみ